

し、変更または停止することができ、かつ、当該命令に関して裁判所が適当と見なす条件を課することができる。

(a) 本章にもとづく命令を言渡すとき。

(b) (2)項の申立てが行なわれたとき。

(2) (申立てを行なえる者) 以下のいずれかの者は、子どもが協会のケアおよび監護または監督のもとに置かれており、いつでも(1)項の命令を言渡すよう裁判所に申立てることができる。

(a) 子ども。

(b) 他のいずれかの者（子どもがインディアンまたは先住民であるときは、子どものバンドまたは先住民コミュニティが選任する代表を含む）。

(c) 協会。

(3) (通知) (2)項(b)号の申立て人は、協会に対して申立ての通知を行なう。

(4) (同) (2)項にもとづいて申立てを行なった協会は、以下の者に対して当該申立ての通知を行なう。

(a) 第39条(4)項および(5)項（子どもに対する通知）にしたがうことを条件として、子ども。

(b) 子どもの親。

(c) 申立ての時点で子どもをケアしていた者。

(d) 子どもがインディアンまたは先住民であるときは、子どものバンドまたは先住民コミュニティが選任する代表。

(5) (16歳以上の子ども) (1)項の命令は、16歳以上の者に対する面接交渉に関するものであるときは、本人の同意を得ずに言渡すことができない。

(6) (6か月の期間) 協会以外の者が(2)項にもとづいて行なう申立ては、以下のいずれかのうちもっとも最近の行為が行なわれてから6か月以内に行なうことができない。

(a) 第57条にもとづく命令の言渡し。

(b) (2)項にもとづいて同一人物が行なった前回の申立ての処分。

(c) 第64条（審査）にもとづいて行なわれた申立ての処分。

(d) (a)号、(b)号または(c)号に掲げられた命令に対する不服申立ての確定処分または却下。

(7) (子どもが養子縁組のために措置されているときの申立ての禁止) いかなる者または協会も、以下のすべての条件が満たされているときは(2)項の申立てを行なうことができない。

(a) 子どもが国の監護のもとに置かれているとき。

(b) 子どもが、第7章（養子縁組）にもとづく養子縁組の目的で、協会またはディレクターによっていずれかの者の家庭に措置されているとき。

(c) 子どもが依然として当該の者の家庭に居住しているとき。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 58.

第59条 (1) (面接交渉：責任を有する者から子どもが分離された場合) 第57条(1)項または(2)項にもとづき、本章にもとづく介入の直前に子どもに責任を有していた者から子どもを分離する命令が言渡されたときは、裁判所は、その者による面接交渉に関する命令を言渡す。ただし、当該の者との面接交渉を続けることが子どもの最善の利益にならないと裁判所が判断するときは、このかぎりでない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 59 (1).

(2) (面接交渉：国の監護) 裁判所は、以下のいずれの条件も満たすと裁判所が判断した場合を除き、第58条（面接交渉）または第65条（地位の再審査）にもとづく国の監護に関する命令を言渡すまたは停止してはならない。

(a) 当該の者と子どもとの関係が、子どもにとって有益かつ有意義であること。

(b) 命令された面接交渉が、今後恒久的なまたは安定した措置を確保する子どもの機会を損なわないこと。

(3) (面接交渉の停止：国の監護) 裁判所は、以下のいずれかの場合には、国の監護に関する面接交渉命令を停止する。

(a) 当該命令がもはや子どもの最善の利益とならないとき。

(b) 当該命令に関してもはや(2)項(a)号および(b)号の条件が満たされないと裁判所が判断したとき。

1999, c. 2, s. 16.

注：1999年オンタリオ州法第2章第16条の布告に関わらず、第3章にもとづくいずれかの手続（地位の再審査手続を含む）で

あって 2000 年 3 月 31 日以前に開始されたものとの関連では、2000 年 3 月 31 日以前の本法第 59 条の規定を適用する。参照：1990, c. 2, ss. 37(5), 38.

## 支払命令

第 60 条 (1) (親による支払の命令) 裁判所が子どもを以下のいずれかの者のケアのもとに措置するときは、裁判所は、親またはその相続人に対し、子どもが協会のケアまたは監督のもとにある日数に応じて、定められた金額を定められた間隔で協会に支払うよう、命令することができる。

(a) 協会。

(b) 協会の監督に服することを条件として、子どもの親以外の者。

(2) (基準) (1) 項の命令を言渡すにあたり、裁判所は、当該事案に関わる以下の状況のうち、裁判所が関連すると考えるものを考慮に入れる。

1. 子どもおよび親またはその相続人の資産および収入。
2. 子どもの自立能力。
3. 親またはその相続人の養育能力。
4. 子どもおよび親の年齢ならびに身体的および精神的健康。
5. 子どもの精神的、情緒的および身体的ニーズ。
6. 親またはその相続人が他の者に対して有している法律上の養育義務。
7. 教育を受けることに対する子どもの適性および合理的展望。
8. 公的機関を除くその他の者または機関によって養育される子どもの法的権利。

(3) (18 歳に達した時点での命令の終了) (1) 項のいかなる命令も、子どもが 18 歳に達した日を超えて適用されない。

(4) (変更権限) 裁判所は、子どもまたは親の状況が変化すると判断したときは、(1) 項の命令を変更、中断または停止することができる。

(5) (自治体による徴収) 自治体評議会は、協会を代表する協会の理事会と、(1) 項にもとづき親が支払うよう命じられた金額を自治体が徴収する旨を定めた協定を交わすことができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 60 (1-5).

(6) (執行) (1) 項にもとづき親に対して言渡された命令は、家族法第 3 章にもとづく養育命令と同様に執行することができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 60 (6); 1993, c. 27, Sched.

## 協会監護および国の監護

第 61 条 (1) (適用) 本条は、第 57 条(1) 項 2 号または 3 号にもとづいて子どもが協会監護または国の監護のもとに置かれる場合に適用する。

(2) (措置) 子どものケアを行なう協会は、子どものために以下のような居住型措置を選択する。

(a) 子どもにとってもっとも制約の少ない選択肢であること。

(b) 子どもがいずれかの宗教的信条のなかで養育されているときは、可能な場合には当該宗教的信条が尊重されること。

(c) 可能な場合には子どもの言語的および文化的遺産が尊重されること。

(d) 子どもがインディアンまたは先住民であるときは、可能な場合には子どもの拡大家族の構成員、子どものバンドもしくは先住民コミュニティの構成員または他のインディアンもしくは先住民の家族とともにいられること。

(e) 子どもの希望を合理的に確認できるときは当該希望、および子どもと面接交渉する権利を有する親の希望が考慮されること。

(3) (教育) 子どものケアを行なう協会は、子どもがその適性および能力に応じた教育を受けることを確保する。

(4) (オンタリオ州外への措置または連出し) 子どものケアを行なう協会は、子どもをオンタリオ州外へ措置し、またはいずれかの者が子どもを恒久的にオンタリオ州外に連出すことを認めてはならない。ただし、特別な状況により当該措置または連出しが正当化されるとディレクターが判断するときは、このかぎりでない。

- (5) (子ども、親および里親の権利) 子どものケアを行なう協会は以下のことを確保する。
- (a) 子どもが第5章(子どもの権利)に掲げられたすべての権利を保障されること。
  - (b) 子どもと面接交渉する権利を有する親の希望、および、子どもが国の監護のもとに置かれているときは子どもが続けて2年間生活していた里親の希望が、協会が子どもに関する重要な決定を行なうさいに考慮されること。
- (6) (措置の変更) 子どものケアを行なう協会は、ディレクターまたは地方ディレクターが子どもの最善の利益にかなうと考えるときは、子どもを里親または他の居住型措置から分離することができる。
- (7) (特定の場合における里親の権利) 子どもが国の監護のもとに置かれており、かつ里親と続けて2年間生活していたときは、協会は、当該里親に対し、分離の提案および第68条にもとづき審査を受ける権利について10日の猶予をもって告知したのちでなければ、(6)項にもとづいて子どもを分離してはならない。
- (8) (審査の期間) 里親が、(7)項の告知を受領したのち10日以内に第68条の審査を申請したときは、協会は、当該審査、およびディレクターによって再審査が行なわれるときは当該再審査が終了するまで、かつ、必要な場合には協会の理事会またはディレクターが子どもの分離を勧告しないかぎり、子どもを分離してはならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.61 (1-8)。
- (9) (子どもが危険な状態にある場合の例外) (7)項および(8)項の規定は、ディレクターまたは地方ディレクターが、里親に対する告知および第68条の審査に必要な期間内に子どもが害をこうむる可能性が高いというおそれがあると判断するときは、適用しない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.61 (9); 1999, c.2, s.17。
- (10) (特定の措置の審査) 第2章(サービスへの任意的アクセス)第34条、第35条および第36条(居住型措置諮問委員会による審査、子どもサービス審査委員会による再審査)の規定は、協会が行なう居住型措置に適用する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.61 (10)。

第62条 (1) (協会監護：治療への同意) 第57条(1)項2号にもとづき子どもが協会監護のもとに置かれているときは、協会は、そうでない場合に親の同意が必要とされる子どものための治療に同意し、または当該治療を許可することができる。ただし、子どものための治療に対する同意を与えまたは拒否する権利を親が有している場合に、ひきつづき親が当該権利を有すると裁判所が命令したときはこのかぎりでない。

(2) (同) 裁判所は、必要な治療に同意しなかったことを理由として子どもが保護を必要としていると認定されたときは、(1)項の命令を言渡してはならない。

(3) (裁判所の命令) (1)項の命令に氏名を記載された親が、子どものための治療に対する同意を拒否し、または治療に対する同意を得るための連絡がとれずもしくは当該同意を提供できないときであって、当該治療が子どもの最善の利益にかなうと裁判所が認めるときは、裁判所は、協会に対し、当該治療に同意する許可を与えることができる。

(4) (子どもの婚姻への同意) 第57条(1)項2号にもとづき子どもが協会監護のもとに置かれているときは、子どもの親は、子どもの婚姻に対する同意を与えまたは拒否する権利を婚姻法にもとづいて親が有している場合に、ひきつづき当該権利を有する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.62。

第63条 (1) (国の監護のもとに置かれている子どもに対する国の監護権) 第57条(1)項3号にもとづき子どもが国の監護のもとに置かれているときは、国は、子どものケア、監護および管理に関して親と同様の権利および責任を有し、かつ、そうでない場合に親の同意が必要とされる子どものための治療に同意を与えまたは拒否する権利を有する。子どもに関わる国の権限、職務および義務は、本法または規則によってディレクターに委任されたものを除き、子どものケアを行なう教会によって行使および履行される。

(2) (協会監護のもとに置かれている子どもに対する協会の監護権) 第57条(1)項2号にもとづき子どもが協会監護のもとに置かれているときは、協会は、子どものケア、監護および管理に関して親と同様の権利および責任を有する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.63。

## 再審査

第64条 (1) (適用) 本条の規定は、第57条(1)項にもとづき子どもが協会監督命令、協会監護命令または国の監護命令の対象となっている場合に適用する。

(2) (協会が地位の再審査を申立てる場合) 子どものケア、監護または監督を行なう協会は、以下の場合に、

子どもの地位の再審査を申立てることができ、または申立てなければならない。

(a) (9)項にしたがうことを条件として、いつでも裁判所に申立てることができる。

(b) 当該命令が協会監督命令または協会監護命令であるときは、第71条(1)項(18歳)にもとづく満了である場合を除き、当該命令の満了前に裁判所に申立てなければならない。

(c) 協会が、協会監督命令にもとづく子どもの措置先である者のケアから子どもを分離したときは、子どもの分離から5日以内に裁判所に対して申立てなければならない。

(3) ((2)項(a)号および(c)号の適用) 第57条(1)項にもとづき子どもが協会監督命令の対象となっているときは、(2)項(a)号および(c)号の規定は、親、または子どもの措置先であるその他の者が居住している郡または地区で管轄を有する協会にも適用する。

(4) (その他の者が地位の再審査を申立てる場合) 子どもの地位の再審査の申立ては、協会に通知することにより、以下のいずれかの者も行なうことができる。

(a) 子どもが少なくとも12歳に達しているときは、子ども。

(b) (5)項にしたがうことを条件として、子どもの親。

(c) 協会監督命令にもとづく子どもの措置先である者。

(d) 子どもがインディアンまたは先住民であるときは、子どものバンドまたは先住民コミュニティが選任する代表。

(5) (特定の場合に必要とされる許可) 子どもが国の監護に置かれており、かつ申立ての直前まで続けて2年間同じ里親と生活していたときは、(4)項の親による申立ては裁判所の許可を得なければ行なうことができない。

(6) (通知) (2)項の申立てを行なった、または(4)項の申立ての通知を受領した協会は、以下の者に対して当該申立ての通知を行なう。

(a) 第39条(4)項および(5)項(子どもに対する告知)にしたがうことを条件として、子ども。

(b) 子どもが国の監護のもとに置かれており、かつ16歳以上であるときを除き、子どもの親。

(c) 協会監督命令にもとづく子どもの措置先である者。

(d) 申立ての直前まで続けて6か月間子どもをケアしていた里親。

(e) 子どもがインディアンまたは先住民であるときは、子どものバンドまたは先住民コミュニティが選任する代表。

(f) 子どもが国の監護のもとに置かれているときは、ディレクター。

(7) (6か月の期間) (4)項のいかなる申立ても、以下のいずれかのうちもっとも最近の行為が行なわれてから6か月以内に行なうことができない。R.S.O. 1990, c. C. 11, s. 64 (1-7).

(a) 第57条(1)項にもとづく原命令の言渡し。

(b) (4)項にもとづいていずれかの者が行なった前回の申立ての処分。

(c) (a)号または(b)号の命令に対する不服申立ての確定処分または却下。

(8) (例外) (7)項の規定は、以下のすべての要件が満たされているときは適用しない。

(a) 子どもが協会の監護のもとに置かれており、もしくは協会監督命令の対象とされており、または国の監護のもとに置かれている場合であって、第58条の面接交渉命令が言渡されているとき。

(b) 裁判所が、裁判所がその決定のなかで適用した子どものケア計画の重要な要素が実行されていないと認めるとき。R.S.O. 1990, c. C. 11, s. 64 (8); 1999, c. 2, s. 18.

(9) (子どもが養子縁組のために措置されているときの申立ての禁止) いかなる者または協会も、以下のすべての条件が満たされているときは本条にもとづく申立てを行なうことができない。

(a) 子どもが国の監護のもとに置かれているとき。

(b) 子どもが、第7章にもとづく養子縁組の目的で、協会またはディレクターによっていずれかの者の家庭に措置されているとき。

(c) 子どもが依然としてその者の家庭に居住しているとき。

(10) (一時ケアおよび監護) 本条にもとづく申立てが行なわれたときは、子どもは、当該申立ての処分が行なわれるまで、子どものケアを行なう者または協会のケアおよび監護のもとに留まる。ただし、子どもの最善の利益に照らして子どものケアおよび監護の変更が必要であると裁判所が認めるときは、このかぎりでない。R.S.O. 1990, c. C. 11, s. 64 (9, 10).

第 65 条 (1) 第 64 条にもとづき子どもの地位の再審査を求める申立てが行なわれたときは、裁判所は、子どもの最善の利益にしたがい、以下のいずれかの措置をとることができる。

(a) 命令の一部である条件または面接交渉に関する規定を含め、第 57 条(1)項にもとづいて言渡された原決定を変更または停止すること。

(b) 将来の定められた日に原決定が失効することを命令すること。

(c) 第 57 条にもとづきさらなる命令を言渡すこと。

(2) (制限) 第 57 条(1)項 3 号にもとづき子どもが国の監護のもとに置かれているときは、裁判所は、(1)項の協会監護命令を言渡してはならない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 65 (1, 2).

(3) 削除：1999, c. 2, s. 19.

注：1999 年オンタリオ州法第 2 章第 19 条の布告に関わらず、第 3 章にもとづくいずれかの手続（地位の再審査手続を含む）であって 2000 年 3 月 31 日以前に開始されたものとの関連では、2000 年 3 月 31 日以前の本条(3)項の規定を適用する。参照：1990, c. 2, ss. 37(5), 38.

第 66 条 (1) (ディレクターによる、国の監護のもとに置かれている子どもの年次審査) ディレクターまたはディレクターによって権限を与えられた者は、少なくとも 1 暦年に 1 度、以下のすべての条件を満たす子どもの地位を再審査する。

(a) 国の監護のもとに置かれていること。

(b) 直前の 24 か月間を通じて国の監護のもとに置かれていたこと。

(c) 当該期間内に、本条または第 65 条にもとづく地位の再審査が行なわれていないこと。

(2) (同) (1)項の再審査ののち、ディレクターは、協会に対し、第 64 条(2)項にもとづき子どもの地位の再審査の申立てを行なうよう指示し、またはディレクターが子どもの最善の利益にかなうと考えるその他の指示を行なうことができる。

第 67 条 (1) (裁判官による調査) 長官は、オンタリオ州裁判官を指名し、協会のケアのもとに置かれている子どもに関わる事項または本章の適切な運用について調査させることができる。指名された裁判官は、調査を行ない、かつ長官に対して報告書を提出する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 67 (1); 1999, c. 2, s. 20.

(2) (裁判官の権限) (1)項の調査の実施にあたり、裁判官は、公益調査法第 2 章にもとづく委員会の権限を有する。同章の規定は、同法にもとづく調査の場合と同様に当該調査に適用する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 67 (2).

第 68 条 (1) (協会の審査手続) 協会は、協会に対して求められまたは協会から提供されたサービスに関するいかなる者からの苦情も聴取しかつそれに対処するための審査手続を書面で定め、ディレクターの承認を得るとともに、いかなる者も申請に応じて当該審査手続を入手できるようにする。

(2) (同) (1)項の審査手続には、苦情を申立てた者が協会の理事会によって意見を聴取される機会が含まなければならない。

(3) (ディレクターによる再審査) 苦情を申立てた者であって協会の理事会の対応に納得しない者は、当該事案をディレクターに審査させることができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 68.

不服申立て

第 69 条 (1) (不服申立て) 本章にもとづく裁判所の命令に対する不服申立ては、高等裁判所に対し、以下のいずれかの者が行なうことができる。

(a) 第 39 条(6)項 (子どもの参加) にもとづき子どもが手続に参加する権利を有しているときは、子ども。

(b) 子どもの親。

(c) 本章にもとづく介入の直前に子どもに責任を有していた者。

(d) ディレクターまたは地方ディレクター。

(e) 子どもがインディアンまたは先住民であるときは、子どものバンドまたは先住民コミュニティが選任する代表。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 69 (1); 1999, c. 2, s. 35.

(2) (例外) (1)項の規定は、第54条にもとづく判定命令には適用しない。

(3) (不服申立て中のケアおよび監護) 子どものケアおよび監護に関わる決定に対し、(1)項にもとづいて不服が申立てられたときは、当該決定の執行は、当該決定を行なった裁判所に不服申立ての通知が送達された直後から10日間停止される。当該決定が行なわれたときに子どもが協会監護のもとに置かれていたときは、子どもは、以下のいずれかのうち早いほうの時点までひきつづき協会のケアおよび監護のもとに留まる。

(a) 10日間の執行停止期間が満了するまで。

(b) (4)項の命令が言渡されるまで。R.S.O. 1990, c. C.11, s.69 (2,3)。

(4) (仮処分命令) 高等裁判所は、子どもの最善の利益にしたがい、不服申立ての処分が確定するまでの子どものケアおよび監護に関して仮処分命令を言渡すことができる。ただし、第4章(罪を犯した青少年)に定める閉鎖収容所、または同章に定める一時拘禁所であって安全な場所としての指定を受けていないものに子どもを措置する命令を言渡すことはできない。裁判所は、不服申立ての処分が確定する前にいずれかの当事者から出された申請にもとづき、当該命令を修正もしくは停止し、または追加命令を言渡すことができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.69 (4); 1990, c.2, s.35。

(5) (子どもが養子縁組のために措置されているときの延長の禁止) 第7章(養子縁組)にもとづき子どもが養子縁組のために措置されているときは、不服申立ての期間を延長することはできない。

(6) (証拠の追送) 裁判所は、不服を申立てられた決定後に生じた出来事に関わる証拠の追送を受けることができる。

(7) (審判の場所) 本条にもとづく不服申立てに関する審判は、不服を申立てられた決定が言渡された郡または地区において開くものとする。

(8) (第45条の適用) 第45条(審判の非公開等)の規定は、本条にもとづく不服申立てに準用する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.69 (5-8)。

## 命令の失効

第70条 (1) (期間制限) (3)項および(4)項にしたがうことを条件として、裁判所は、本章にもとづく、子どもが協会の監護のもとに置かれることにつながる協会監護命令を、以下のいずれかの期間を超えて言渡してはならない。

(a) 裁判所が協会監護命令を言渡す日に子どもが6歳に満たないときは、12か月。

(b) 裁判所が協会監護命令を言渡す日に子どもが6歳以上であるときは、24か月。

注: 1999年オンタリオ州法第2章第21条(1)項によって改正された(1)項の適用上、2000年3月31日以前に子どもが協会のケアおよび監護のもとに置かれていた期間は算入しない。参照: 1999, c.2, s.37 (3)。

注: 1999年オンタリオ州法第2章第21条(1)項の布告に関わらず、2000年3月31日現在、協会のケアおよび監護のもとに置かれている子どもとの関連では、その子どもがひきつづき協会のケアおよび監護のもとに置かれるかぎりにおいて、2000年3月31日以前の本条(1)項の規定を適用する。参照: 1990, c.2, ss.37 (4), 38。

(2) (同) (1)項の期間の計算にさいしては、子どもが以下のいずれかの協定または命令にもとづいて協会のケアおよび監護のもとに置かれていた期間は算入しない。

(a) 第29条(1)項または第30条(1)項(一時ケア協定または特別ニーズ協定)にもとづいて交わされた協定。

(b) 第51条(2)項(d)号にもとづいて言渡された仮処分命令。

注: 1999年オンタリオ州法第2章第21条(1)項によって改正された(2)項の適用上、2000年3月31日以前に子どもが協会のケアおよび監護のもとに置かれていた期間は算入しない。参照: 1999, c.2, s.37 (3)。

注: 1999年オンタリオ州法第2章第21条(1)項の布告に関わらず、2000年3月31日現在、協会のケアおよび監護のもとに置かれている子どもとの関連では、その子どもがひきつづき協会のケアおよび監護のもとに置かれるかぎりにおいて、2000年3月31日以前の本条(2)項の規定を適用する。参照: 1990, c.2, ss.37(4), 38。

(2.1) (以前の期間の算入) (1)項の期間には、子どもが協会監護の対象としてまたは(2)項に掲げたような状況で協会のケアおよび監護のもとに置かれていた、以前の期間を含む。ただし、子どもが続けて5年以上協会のケアおよび監護のもとに置かれていなかった期間に先立つ期間は含まない。

注: 1999年オンタリオ州法第2章第21条(1)項によって改正された(2.1)項の適用上、2000年3月31日以前に子どもが協会のケアおよび監護のもとに置かれていた期間は算入しない。参照: 1999, c.2, s.37 (3)。

(3) (同) (1)項の期間が満了し、かつ以下のいずれかの条件を満たすときは、当該期間は、不服申立ての処分が確定し、かつ不服申立てにもとづいて命じられた新たな審判が終了するまで、または必要に応じて第65条にもとづく命令が言渡されるまで、延長されたものと見なす。

(a) 第57条(1)項の命令に対する不服申立てが開始され、かつまだその処分が確定していないとき。

(b) 裁判所が第65条(地位の再審査)の審判を延期したとき。R.S.O. 1990, c. C.11, s.70(3); 1999, c.2, s.21(2).

注：1999年オンタリオ州法第2章第21条(1)項の布告に関わらず、2000年3月31日現在、協会のケアおよび監護のもとに置かれている子どもとの関連では、その子どもがひきつづき協会のケアおよび監護のもとに置かれるかぎりにおいて、2000年3月31日以前の本条(3)項の規定を適用する。参照：1990, c.2, ss.37(4), 38.

(4) (6か月間の延長) 第57条(1)項2号および4号にしたがうことを条件として、裁判所は、子どもの最善の利益にかなうときは、命令により、(1)項にもとづき認められた期間を、6か月を超えない範囲で延長することができる。1999, c.2, s.21(3).

第71条 (1) (命令の失効) 本章にもとづく命令は、命令の対象である子どもが以下のいずれかの状態に達したときは、そのうち早いほうの時点で失効する。

(a) 子どもが18歳に達したとき。

(b) 子どもが婚姻したとき。

(2) (国の監護：ケアの継続) (1)項にもとづいて同の監護命令が失効するときは、協会は、ディレクターの承認を得て、国の監護のもとに置かれていた者を、規則にしたがってひきつづきケアおよび扶養することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.71.

## 通報義務

第72条 (1) (保護を必要とする子どもの通報義務) 他のいかなる法律の規定にも関わらず、いずれかの者(子どもとの関連で専門的または公的職務を遂行する者を含む)は、以下のいずれかの要件が満たされると疑うに足る合理的根拠があるときは、当該の疑いおよびその根拠となる情報をただちに協会に通報しなければならない。

1. 子どもが、その子どもに責任を有する者によって負わされた、またはその者の以下のいずれかの行為によって引き起こされたもしくはもたらされた身体的傷害をこうむっているとき。

i. 子どもを十分にケア、養育、監督または保護しないこと。

ii. 子どもケア、養育、監督または保護を一貫して怠っていること。

2. 子どもが、その子どもに責任を有する者によって負わされる、またはその者の以下のいずれかの行為によって引き起こされるもしくはもたらされる身体的傷害をこうむる可能性が高いというおそれが存在するとき。

i. 子どもを十分にケア、養育、監督または保護しないこと。

ii. 子どもケア、養育、監督または保護を一貫して怠っていること。

3. 子どもがその子どもに責任を有する者によって性的暴行または性的搾取を受けているとき、または、子どもが他の者によって性的暴行または性的搾取を受けている場合であって、その子どもに責任を有する者が性的暴行または性的搾取の可能性を知っておりもしくは知っているべきであり、かつ子どもを保護しないとき。

4. 子どもが3号に掲げられた状況下で性的暴行または性的搾取を受ける可能性が高いというおそれが存在するとき。

5. 身体的傷害または苦痛を治癒、防止または緩和するために子どもが医学的医療を必要とする場合であって、その子どもの親またはその子どもに責任を有する者が治療を提供せず、もしくは治療を拒否し、または治療に対する同意を得るための連絡がとれずもしくは当該同意を提供できないとき。

6. 子どもが情緒的害をこうむっていることが、以下のいずれかの徴候が深刻に現れていることによって明らかであり、かつ、子どもがこうむっている当該情緒的害が、その子どもの親またはその子どもに責任を有している者の作為、不作為または一貫した怠りによってもたらされていると信ずる合理的な理由があるとき。

- i. 不安。
- ii. 抑鬱。
- iii. ひきこもり。
- iv. 自傷行動または攻撃的行動。
- v. 発達の遅れ。

7. 6号 i、ii、iii、iv または v に掲げられたような情緒的害を子どもがこうむっている場合であつて、その子どもの親またはその子どもに責任を有する者が、当該害を是正または緩和するためのサービスまたは治療を提供せず、もしくはそのようなサービスまたは治療を拒否し、またはそのようなサービスまたは治療に対する同意を得るための連絡がとれずもしくは当該同意を提供できないとき。

8. 子どもが、その子どもの親またはその子どもに責任を有する者の作為、不作為または一貫した怠懈によつてもたらされる、6号 i、ii、iii、iv または v に掲げられたような情緒的害をこうむる危険性が高いというおそれが存在するとき。

9. 6号 i、ii、iii、iv または v に掲げられたような情緒的害を子どもがこうむる可能性が高い場合であつて、その子どもの親またはその子どもに責任を有する者が、当該害を防止するためのサービスまたは治療を提供せず、もしくはそのようなサービスまたは治療を拒否し、またはそのようなサービスまたは治療に対する同意を得るための連絡がとれずもしくは当該同意を提供できない可能性が高いというおそれが存在するとき。

10. 子どもが、是正されなければ子どもの発達を深刻に損なう可能性のある精神的、情緒的または発達上の状態に置かれている場合であつて、その子どもの親またはその子どもに責任を有する者が、当該状態を是正または緩和するための治療を提供せず、もしくは治療を拒否し、または治療に対する同意を得るための連絡がとれずもしくは当該同意を提供できないとき。

11. 子どもが遺棄されたとき、子どもの親が死亡したとき、もしくは子どもの親が所在不明であつて子どもに対する監護権を行使できず、かつ子どものケアおよび監護のための体制を十分に整えていないとき、または、子どもが居住型措置措置の対象とされている場合であつて、親が子どものケアおよび監護を再開することができないもしくはその意思がないとき。

12. 子どもが 12 歳未満であり、かつ他の者を殺害しもしくは他の者に重傷を負わせまたは他の者の財産に深刻な損害を与えた場合であつて、再発を防止するためのサービスまたは治療が必要とされており、かつ、その子どもの親またはその子どもに責任を有する者が、当該傷害を防止するためのサービスまたは治療を提供せず、もしくはそのようなサービスまたは治療を拒否し、またはそのようなサービスまたは治療に対する同意を得るための連絡がとれずもしくは当該同意を提供できないとき。

13. 子どもが 12 歳未満であり、かつ複数回にわたつて他の者に身体的傷害を負わせまたは他の者の財産を喪失させもしくは他の者の財産に損害を与えた場合であつて、当該行為が、その子どもに責任を有する者から奨励されて、またはその者が子どもを十分に監督しないもしくは監督できないことを原因として行なわれたとき。

(2) (継続的通報義務) (1) 項に掲げられた要件のいずれかが満たされていると疑うに足る合理的根拠を新たに有する者は、同じ子どもに関して以前に通報を行なつた場合であっても、(1) 項にもとづいて新たな通報を行なわなければならない。

(3) (直接通報義務) (1) 項または(2) 項にもとづいて通報義務を負う者は、協会に対して直接通報しなければならない。1999, c. 2, s. 22 (1)。

(4) (犯罪) (5) 項に掲げられた者は、以下のいずれの要件も満たすときは有罪とする。

(a) (1) 項または(2) 項に違反して疑いを通報しなかったとき。

(b) その根拠となる情報が、その専門的または公的職務の遂行中に入手されたものであるとき。1999, c. 2, s. 22 (2)。

(5) (同) (4) 項の規定は、子どもとの関連で専門的または公的職務を遂行するすべての者に適用する。その対象者には以下の者を含む。

(a) 医師、看護師、歯科医師、薬剤師および心理学者を含む保健従事者。

(b) 教員、校長、ソーシャルワーカー、家庭カウンセラー、牧師、ラビ、聖職者、保育所の管理者もしくは被雇用者またはユースワーカーおよびレクリエーションワーカー。

(c) 保安官および検死官。



(d) 事務弁護士。

(e) サービス提供者およびその被雇用者。

(6) (同) (5) 項(b)号において、「ユースワーカーおよびレクリエーションワーカー」にはボランティアを含まない。

(6.1) (同) 法人の理事、役職者または被雇用者であつて、その被雇用者が(4)項の犯罪を実行するのを許可、容認または共謀した者は有罪とする。

(6.2) (同) (4) 項または(6.1)項の犯罪について有罪判決を言渡された者は、1,000 ドルを超えない罰金に処す。1999, c. 2, s. 22 (3)。

(7) (特権に対する本条の優先) 通報された情報が守秘義務または特権の対象となっているときも、本条の規定を適用する。本条にしたがって行動した者に対しては、通報したことを理由とするいかなる訴訟も提起することができない。ただし、その者が悪意によって、または疑うに足る合理的根拠を持たずに行動したときはこのかぎりでない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 72 (7); 1999, c. 2, s. 22 (4)。

(8) (例外：事務弁護士と依頼人の特権) 本条のいかなる規定も、事務弁護士とその依頼人とのあいだに存在する特権を廃止するものではない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 72 (8)。

第 72 条の 1 (1) (協会の職務) 協会は、そのケアおよび監護のもとに置かれている子どもが虐待を受けている、もしくはその可能性がある、または虐待を受けたという情報を入手したときは、当該情報をただちにディレクターに通報しなければならない。

(2) (定義) 本条ならびに第 73 条および第 75 条において、「虐待を受ける」とは、子どもに関連して用いられるときは、第 37 条(2)項(a)号、(c)号、(e)号、(f)号、(f.1)号または(h)号の意味するところにより保護を必要としていることをいう。1999, c. 2, s. 23 (1)。

注：第 72 の 1 条(1)項は、州副総督の布告に指定された日にオンタリオ州法典(1999 年) 第 2 章第 23 条(2)項によって改正し、「第 73 条および第 75 条」を削除して「第 73 条」に代える。参照：1999, c. 2, ss. 23 (2), 38。

## 審査委員会

第 73 条 (1) (定義) 本条において、「審査委員会」(review team) とは、(2) 項にもとづいて協会が設置した委員会をいう。

(2) (審査委員会) すべての協会は、以下の者を含む審査委員会を設置しなければならない。

(a) 医学上、心理上、発達上、教育上または社会上の判定を行なう専門資格を有する者。

(b) 少なくともひとりの、法的資格を有する医師。

(3) (委員長) 審査委員会の委員は、互選により委員長を選出する。

(4) (委員会の職務) 協会が、虐待を受けているまたは受けた可能性のある子どもの事案を審査委員会に付託したときは、審査委員会、または委員長が指名した 3 人以上の委員から構成される小委員会は以下の対応をとる。

(a) 当該事案を検討する。

(b) 協会に対し、子どもを保護する方法について勧告する。

(5) (委員会への情報開示の許可) 他のいかなる法律の規定にも関わらず、いずれかの者は、(4) 項の審査のために合理的に必要とされる情報を、審査委員会またはその委員に対して開示することができる。

(6) (特権に対する(5)項の優先) (5) 項の規定は、開示される情報が守秘義務または特権の対象となっているときも適用する。(5) 項にしたがって行動した者に対しては、情報の開示を理由とするいかなる訴訟も提起することができない。ただし、その者が悪意によって、または合理的根拠を持たずに行動した場合はこのかぎりでない。

(7) (審査または審判を経ずに子どもを復帰させることの禁止) 審査委員会を有する協会は、第 51 条(2) 項(一時ケアおよび監護) または第 57 条(1) 項(子どもが保護を必要としているときの命令) にもとづいてそのケアのもとに置かれた子どもが虐待を受けた可能性があるという情報を有するときは、以下のいずれかの要件が満たされないかぎり、虐待が行なわれた可能性のある時点で子どもに責任を有していた者のもとへ子どもを復帰させてはならない。

(a) 協会が以下の措置をとったこと。

- (i) 当該事案を協会内の審査委員会に付託した。
  - (ii) 審査委員会の勧告を受理および検討した。
- (b) 裁判所が、子どもを協会のケアのもとに置く命令を停止したこと。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 73.

#### 裁判所による記録アクセス命令

第 74 条 (1) (定義) 本条ならびに第 74 条の 1 および第 74 条の 2 において、「記録」(record) とは、物理的形態または特徴に関わらず、なんらかの形で記録された情報をいう。

(2) (記録の提出に関する申請または申立て) ディレクターまたは協会は、いつでも、(3) 項または (3. 1) 項にもとづき記録または記録の一部の提出を命ずる命令を求めて申請または申立てを行なうことができる。

(3) (命令) (2) 項の申請の対象となっている記録または記録の一部に、本章にもとづく手続に関連する情報が含まれている可能性があり、かつ、当該記録を所持または管理している者がディレクターまたは協会にその閲覧を認めることを拒否したと裁判所が認めるときは、裁判所は、当該記録を所持または管理している者が、ディレクター、協会または裁判所による閲覧および謄写のために当該記録またはそのうち指定された部分を提出するよう命ずることができる。

(3. 1) (同) (2) 項の申立ての対象となっている記録または記録の一部が、以下のいずれかの命令が遵守されているかどうかの評価に関連する可能性があり、かつ、当該記録を所持または管理している者がディレクターまたは協会にその閲覧を認めることを拒否したと裁判所が認めるときは、裁判所は、当該記録を所持または管理している者が、ディレクター、協会または裁判所による閲覧および謄写のために当該記録またはそのうち指定された部分を提出するよう命ずることができる。

1. 監督に服することを条件として言渡された第 51 条(2)項(b)号または(c)号の命令。
2. 面接交渉に関する第 51 条(2)項(c)号または(d)号の命令。
3. 第 57 条の監督命令。
4. 第 58 条の面接交渉命令。
5. 面接交渉または監督に関する第 65 条の命令。
6. 第 80 条の制限命令。1990, c. 2, s. 24 (1).

(4) (裁判所による記録調べ権限) (3) 項または (3. 1) 項の命令を言渡すかどうか検討するにあたり、裁判所は当該記録を調べることができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 74 (4); 1999, c. 2, s. 24 (2).

(5) (情報の守秘義務) (3) 項または (3. 1) 項にもとづいて言渡された命令により情報を入手した者は、以下の場合を除き、当該情報を開示してはならない。

(a) 命令で指定されている方法にしたがうとき。

(b) 本章にもとづく手続で証言を行なうとき。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 74 (5); 1999, c. 2, s. 24 (3).

(6) (申立て：事務弁護士と依頼人の特権に関する例外) (7) 項にしたがうことを条件として、本条の規定は他のいかなる法律の規定にも関わらず適用する。ただし、本条のいかなる規定も、事務弁護士とその依頼人とのあいだに存在する特権を廃止するものではない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 74 (6).

(7) (裁判所が考慮すべき事項) (2) 項の申請または申立てが、精神保健法第 35 条(6)項の意味するところの診療記録である記録に関わるものであるときは、同法第 35 条(6)項 (医師の陳述への留意、審判) の規定を適用する。裁判所は以下の点を同等に考慮しなければならない。

(a) 当該事案が同法第 35 条(7)項にもとづいて検討されること。

(b) 子どもを保護する必要性。

(8) (同) (2) 項の申請または申立てが、第 183 条の意味する精神障害記録である記録に関わるものであるときは、第 183 条の規定を適用する。裁判所は以下の点を同等に考慮しなければならない。

(a) 当該事案が第 183 条(6)項にもとづいて検討されること。

(b) 子どもを保護する必要性。1999, c. 2, s. 24 (4).

第 74 条の 1 (1) (記録アクセス令状) 裁判所または治安判事は、ディレクター、または協会が指名した者が宣誓のうえ提出した情報にもとづき、子どもが保護を必要としているまたはその可能性があるという申立ての調査にいずれかの記録または記録の一部が関連すると信ずるに足る合理的根拠があると認めるときは、当該記録またはその指定された部分にアクセスすることを許可する令状を発布することができる。

(2) (令状により付与される権限) 令状は、ディレクター、または協会が指名した者に対し、以下の行為を行なう権限を付与する。

(a) 通常の就業時間または令状で指定された時間中に、令状で指定された記録を閲覧すること。

(b) 記録を損傷しないいずれかの方法で当該記録の謄写を行なうこと。

(c) 謄写の目的で当該記録を持ち出すこと。

(3) (記録の返還) (2)項(c)号にもとづいて記録を持ち出した者は、謄写を行なったのち迅速に当該記録を返還しなければならない。

(4) (謄写の証拠能力) 本条にもとづく令状の対象となった記録の謄写であって、間違いなく原本の謄写であることが謄写を行なった者により保証されたものは、当該記録と同等の証拠能力および証拠としての同一の価値を有する。

(5) (令状の有効期間) 令状の有効期間は7日間とする。

(6) (執行) ディレクター、または協会が指名した者は、令状の執行にあたり、保安官に援助を求めることができる。

(7) (事務弁護士と依頼人の特権) 本条の規定は他のいかなる法律の規定にも関わらず適用する。ただし、本条のいかなる規定も、事務弁護士とその依頼人とのあいだに存在する特権を廃止するものではない。

(8) (考慮すべき事項) 本条にもとづいて発布された令状が、精神保健法第35条の意味するところの診療記録に関わるものであって、かつ、当該令状に対し、同法第35条(6)項(医師の陳述への留意、審判)にもとづいて不服が申立てられたときは、以下の点が同等に考慮されなければならない。

(a) 同法第35条(7)項に掲げられた事項。

(b) 子どもを保護する必要性。

(9) (同) 本条にもとづいて発布された令状が、第183条の意味するところの精神障害記録に関わるものであって、かつ、当該令状に対し、第183条にもとづいて不服が申立てられたときは、以下の点が同等に考慮されなければならない。

(a) 第183条(6)項に掲げられた事項。

(b) 子どもを保護する必要性。1999, c. 2, s. 25.

第74条の2 (1) (電話令状) ディレクター、または協会が指名する者は、第74条の1にもとづいて令状を発布する合理的根拠があり、かつ、第74条の1にしたがって裁判所または治安判事のもとに出頭して令状の請求を行なうのは実際的ではないと考えるときは、オンタリオ州裁判所長官がこの目的のために指名した判事に対し、宣誓のうえで、電話またはその他の通信手段により情報を提出することができる。

(2) (同) 当該情報は以下の条件を満たすものでなければならない。

(a) 当該記録またはその一部が、子どもが保護を必要としているまたはその可能性があるという申立ての調査に関連すると信ずるに足る合理的な根拠の陳述を含んでいること。

(b) ディレクター、または協会が指名する者が裁判所または治安判事のもとに出頭するのが実際的ではない原因となっている状況を挙げていること。

(3) (令状の発布) 判事は、当該申立てが以下のすべての根拠を明らかにしているときは、当該記録またはその一部へのアクセスすることを許可する令状を発布することができる。

(a) 当該記録またはその一部が、子どもが保護を必要としているまたはその可能性があるという申立ての調査に関連すると信ずるに足る合理的な根拠。

(b) 第74条の1にもとづき請求のための出頭を免除するに足る合理的な根拠。

(4) (令状の効力) 本条にもとづいて発布された令状は、第74条の1にもとづき請求のための出頭を免除するに足る合理的な根拠が存在しなかったという理由のみをもって不服申し立ての対象とすることはできない。

(5) (規定の適用) 第74条の1(2)項から(9)項の規定は、本条にもとづいて発布された令状についても準用する。

(6) (定義) 本条において、「判事」とは、治安判事、オンタリオ州裁判所の判事または州高等裁判所家庭裁判部判事をいう。1999, c. 2, s. 26.

児童虐待登録簿

第75条 (1)本条および第76条において、以下の用語の意義はそれぞれの定めにしたがう。

「ディレクター」(director)とは、(2)項にもとづいて任命された者をいう。

「登録簿」(register)とは、(5)項にもとづいて維持管理される登録簿をいう。

「被登録者」(registered person)とは登録簿に氏名を記載されている者をいう。ただし、以下の者は含まない。

(a)第72条(2)項または(3)項にもとづいて協会に通報を行なった者であつて、通報の対象者ではない者。

(b)通報の対象者である子ども。

(2) (ディレクター) 長官は、省の被雇用者を1名、本条の適用上のディレクターに任命することができる。

(3) (協会の職務) 協会は、子ども(協会のケアのもとに置かれている子どもを含む)が虐待を受けている、もしくはその可能性がある、または虐待を受けた可能性があるという第72条にもとづく通報を受理したときは、ただちに、ディレクターの定める方法により、通報された情報の真偽を確認し、または当該情報の真偽が他の協会によって確認されることを確保しなければならない。情報が真実であると確認されたときは、真偽の確認を行なった協会は、定められた様式により、ただちに当該情報をディレクターに報告する。

(4) (責任の免除) 協会の役員または被雇用者に対しては、(3)項によって協会に課された職務を遂行しまたは遂行しようとするさいに誠実に行なわれた行為、またはその職務を誠実に遂行しようとするなかで生じたとされる懈怠または不履行を理由とするいかなる訴訟も提起することができない。

(5) (児童虐待登録簿) ディレクターは、規則で定められた方法により、(3)項にもとづいてディレクターに報告された情報を記録するための登録簿を維持管理する。ただし、当該登録簿には、第72項(2)項または(3)項にもとづいて協会に通報を行なった者であつて、通報の対象者ではない者を特定する効果を有する情報を記載してはならない。

(6) (登録簿の秘密保持) 他のいかなる法律の規定にも関わらず、いかなる者も、本条が認める場合を除き、登録簿に記載された情報を閲覧し、落手し、訂正しもしくは当該情報の閲覧、落手または修正を許可してはならず、または自らが登録簿から得た情報を開示しもしくは当該情報の開示を許可してはならない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 75 (1-6).

(7) (検死官の検死等) 以下のいずれかの者は、その権限にしたがい、登録簿の情報を閲覧、落手または開示することができる。

(a) 検死法にもとづく調査または検死に関連して職務を行なう検死官もしくは法的資格を有する医師、または検死官から書面により権限を付与された保安官。

(b) 子ども弁護士、または権限を付与された子ども弁護士の代理人。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 75 (7); 1994, c. 27, s. 43 (2).

(8) (長官またはディレクターの、登録簿へのアクセスを許可する権限) 長官またはディレクターは、以下のいずれかの者に対し、ディレクターが課す条件にしたがうことを条件として、登録簿の情報を閲覧および落手し、かつ、(7)項に掲げられた者または本項に掲げられたその他の者に当該情報を開示することを許可することができる。

(a) 以下のいずれかの機関に雇用されている者。

(i) 省。

(ii) 協会。

(iii) オンタリオ州外の、承認を受けた子ども保護機関。

(b) 被登録者にカウンセリングまたは治療を提供している、またはその提供を申し出ている者。

(9) (ディレクターの情報開示権限) 長官またはディレクターは、(7)項または(8)項に掲げられている者に対し、登録簿の情報を開示することができる。

(10) (調査) 調査に携わる者は、ディレクターの承認書を得て、登録簿の情報を閲覧および使用することができる。ただし、以下のことをしてはならない。

(a) 調査、学問的研究または統計データの作成以外の目的で当該情報を使用または伝達すること。

(b) 登録簿に氏名を記載されている者を特定する効果を有する可能性のある情報を伝達すること。

(11) (被登録者) 子ども、被登録者またはその事務弁護士もしくは代理人は、登録簿の情報のうち、当該の子どもまたは被登録者に言及している情報しか閲覧することができない。

(12) (医師) 法的資格を有する医師は、ディレクターの承認書を得て、登録簿の情報のうちディレクターが指定したものを閲覧することができる。

(13) (登録簿の改訂) ディレクター、またはディレクターの権限のもとに職務を遂行する省の被雇用者は、以下の義務および権限を有する。

(a) 規則により必要とされているときは、登録簿から氏名を削除し、またはその他の方法で登録簿を改訂しなければならない。

(b) 誤りを訂正するため、登録簿を改訂することができる。

(14) (登録簿の証拠能力の否定：例外) 登録簿は、以下のいずれかの場合を除き、手続において証拠として認められない。

(a) 本条が遵守されているまたは遵守されていないことを証明する必要があるとき。

(b) 第 76 条にもとづく審判または不服申立てにおいて用いられるとき。

(c) 検死官法上の手続で用いられるとき。

(d) 第 81 条 (子どもの代理人として行なう被害回復請求) に掲げた手続で用いられるとき。

注：第 75 条は、州副総督の布告に指定された日にオンタリオ州法典 (1999 年) 第 2 章第 27 条によって削除する。参照：1999, c. 2, ss. 27, 38.

第 76 条 (1) (定義) 本条において、「聴聞」(hearing) とは、(4) 項(b)号にもとづいて行なわれる聴聞をいう。

(2) (被登録者への通知) 登録簿に新規記載が行なわれたときは、ディレクターは、記載票に挙げられた各被登録者に対してただちに書面による通知を行ない、以下の事項を知らせる。

(a) 当該被登録者が登録簿に氏名を記載されたこと。

(b) 当該被登録者またはその事務弁護士もしくは代理人は、登録簿の情報のうち、当該被登録者に言及しているまたは当該被登録者を特定している情報を閲覧する権利を有すること。

(c) 当該被登録者は、ディレクターが登録簿からその氏名を削除し、またはその他の方法で登録簿の改訂を行なうよう要請する権利を有すること。

(3) (登録簿の改訂の要請) (2) 項の通知を受けた被登録者は、ディレクターが登録簿からその氏名を削除し、またはその他の方法で登録簿の改訂を行なうよう申請することができる。

(4) (ディレクターの対応) (3) 項の申請を受理したディレクターは、以下のいずれかの対応をとることができる。

(a) 申請を認めること。

(b) 当事者に対して書面による通知を行なってから 10 日後に、申請を認めるか却下するかを決定するための聴聞を行なうこと。

(5) (代理人) ディレクターは、他の者に、(8) 項にもとづいて聴聞を行ない、かつディレクターの権限および職務を遂行することを認めることができる。

(6) (手続) 聴聞に対しては法定権限手続法の規定を適用する。聴聞は、定められた実務および手続にしたがって行なわれなければならない。

(7) (聴聞) 聴聞の当事者は以下の者とする。

(a) 被登録者。

(b) 被登録者に言及しているまたは被登録者を特定している情報の真偽を確認した協会。

(c) ディレクターが定める他の者。

(8) (ディレクターの決定) 聴聞を行なったのち、登録簿の情報のうち被登録者に関わるものが誤っているまたは登録簿に記載されるべきではないとディレクターが決定したときは、ディレクターは、登録簿から被登録者の氏名を削除し、またはその他の方法で登録簿の改訂を行なうものとし、かつ、協会の記録を改訂してディレクターの決定を反映するよう命ずることができる。

(9) (裁定裁判所への不服申立て) 聴聞の当事者は、裁定裁判所に対し、ディレクターの決定に対する不服申立てを行なうことができる。

(10) (聴聞の非公開) 本条にもとづく聴聞または不服申立て審査は、公衆の立会いなしに行なう。メディアの代表の立会いは認められない。

(11) (公表) いかなる者も、聴聞における証人もしくは参加者、または聴聞の当事者であって協会以外の者を公表し、またはそれらの者を特定する効果を有する情報を公にしてはならない。

(12) (記録の証拠能力の否定：例外) 本条にもとづく聴聞または不服申立て審査の記録は、第 85 条(1)項(d)

号（登録簿の秘密保持）または第 85 条(1)項(e)項（協会の記録の改訂）の手続を除く、他のいかなる手続においても証拠として認められない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 76.

注：第 76 条は、州副総督の布告に指定された日にオンタリオ州法典（1999 年）第 2 章第 28 条によって削除する。参照：1999, c. 2, ss. 28, 38.

## ディレクターの権限

第 77 条 (1) (ディレクターの移送権限) ディレクターは、協会のケアまたは監督のもとに置かれている子どもの最善の利益にしたがい、以下のいずれかのとおりに子どもの移送を指示することができる。

(a) 他の協会のケアまたは監督のもとへの移送。

(b) ある措置先から、ディレクターが指定する他の措置先への移送。

(2) (基準) (1)項(b)号の移送を指示するかどうか決定するにあたり、ディレクターは以下の点を考慮に入れる。

(a) 子どもが現行措置のもとで過ごした期間。

(b) 里親の意見。

(c) 子どもの意見および希望が合理的に確認できるときは、当該意見および希望。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 77.

## ホームメーカー

第 78 条 (1) (定義) 本条において、「ホームメーカー」(homemaker) とは、本条の適用のためディレクターまたは地方ディレクターが承認した者をいう。

(2) (立入り先の場所に留まるホームメーカーの権限) 第 40 条または第 44 条にもとづいていずれかの場所に立ち入った者が、以下の(a)号および(b)号の条件が満たされていると考えるときは、その者は、子どもを安全な場所に連れていく代わりに、以下の(c)号または(d)号のいずれかの対応をとることができる。

(a) 立ち入った者の見解では自己をケアすることのできない子どもが、十分なケアまたは監督を受けることなく当該場所に放置されていること。

(b) 子どもに責任を有する者と、当該場所にホームメーカーを配置することへの同意を得るための連絡がとれず、またはその者が当該同意を提供できないこと。

(c) 当該場所に留まること。

(d) 当該場所にホームメーカーを配置するため、協会とともにその手配を行なうこと。

(3) (ホームメーカーの権限) (2)項にもとづいていずれかの場所に留まっているまたは配置されたホームメーカーは、そこに立入りかつ生活し、当該場所にいる子どものケアのために合理的に必要とされる通常の家事を行ない、かつ、当該子どもに対して合理的な管理およびしつけを行なうことができる。

(4) (個人責任の免除) (2)項にもとづいていずれかの場所に留まっているまたは配置されたホームメーカーに対しては、当該ホームメーカーが当該状況下における合理的な配慮を払いながら誠実に行動しているかぎりにおいて、以下のいずれかを理由とするいかなる訴訟も提起することができない。

(a) 当該場所に立入りかつ生活したこと。

(b) 当該場所における通常の家事との関連で行なったことまたは行なわなかったこと。

(c) 当該場所にいる子どものケアのために合理的に必要とされる物資およびサービスを提供したこと。

(d) 当該場所にいる子どもに対して合理的な管理およびしつけを行なったこと。

(5) (子どもに責任を有している者への通知) (2)項にもとづいてホームメーカーがいずれかの場所に留まっているまたは配置されたときは、協会は、ただちに、当該場所にホームメーカーが配置されたことを、子どもに対して最後に責任を有していた者に通知し、またはそのための合理的努力を行なう。

(6) (裁判所の命令等) (2)項にもとづいてホームメーカーが配置された場所にいる子どもの保護の必要性に関して以下の判断が行なわれたときは、それぞれ以下のとおりに対応する。

(a) 子どもが保護を必要としていないと認められたときは、ホームメーカーは当該場所から立ち去る。

(b) 子どもが保護を必要としていると認められたときは、裁判所は、ホームメーカーに対し、以下のいずれか早いほうの時点まで当該場所に留まることを許可することができる。

(i) 命令の日から 30 日を超えない範囲で、定められた日まで。

(ii) 子どもの監護権を有する者が、子どものケアを行なうために戻ってくるまで。

(7) (延長) 子どものケアを行なう者が(6)項(b)号の命令に定められた日までに戻ってこないときは、裁判所は以下のいずれかの対応をとることができる。

(a) 命令を延長する。

(b) 第 47 条にもとづいて新たな審判を開き、かつ第 57 条の命令を言渡す。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 78.

## 犯罪、制限命令、子どもの代理人としての被害回復請求

第 79 条 (1) (定義) 本条において、「虐待」(abuse)とは、身体的害を受けている、性的暴行を受けているまたは性的搾取を受けている状態をいう。

(2) (児童虐待) 子どもに責任を有するいかなる者も、以下の行為を行なってはならない。

(a) 子どもに対して虐待を行なうこと。

(b) 子どもに対して十分なケアおよび養育または監督および保護を提供しないことにより、以下の状態を容認すること。

(i) 子どもが虐待を受けること。

(ii) 子どもが、是正されなければ子どもの発達を深刻に損なう可能性のある精神的、情緒的または発達上の状態に置かれること。

(3) (子どもの放置) 16 歳未満の子どもに責任を有するいかなる者も、子どもの監督およびケアのために当該状況下において合理的である手配を行なわずに子どもを放置してはならない。

(4) (挙証責任の転換) いずれかの者が(3)項違反の告発を受け、かつ当該の子どもが 10 歳未満であるときは、被告発者が子どもの監督およびケアのために当該状況下において合理的である手配を行なったと立証する責任は、被告発者に存する。

(5) (子どもの徘徊の容認等) 16 歳未満の子どもを有するいかなる親も、子どもが以下のいずれかの行為を行なうのを容認してはならない。

(a) 午前 0 時から午前 6 時までのあいだに公共の場所を徘徊すること。

(b) 午前 0 時から午前 6 時までのあいだに公共の娯楽場所に立ち入ること。ただし、親が、自ら子どもに付添うとき、または 18 歳以上の定められた者が子どもに付添うことを認めたときはこのかぎりでない。

(6) (子どもを家庭または安全な場所に連れていく警察官の権限) 現に 16 歳未満である子どもまたは 16 歳未満と思われる子どもが、公衆がアクセスする場所に午前 0 時から午前 6 時までのあいだにいる場合であって、(5)項(b)号に掲げた者によって付添われていないときは、保安官は、その子どもの身柄を令状なしに確保し、かつ子どもが第 42 条(1)項にもとづいて身柄を確保されたときと同様に対応することができる。

(7) (子ども保護審判) 裁判所は、(2)項、(3)項または(5)項にもとづいて生じた事案との関連で、当該の子どもに関して第 40 条(1)項の申立てが行なわれたときと同様に、本章にもとづく手続を進めることができる。

R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 79.

第 80 条 (1) (制限命令) 裁判所は、子どもが保護を必要としていると認めるときは、第 57 条(1)項の命令を言渡す代わりに、またはその命令に加えて、子どもの最善の利益に照らし、いずれかの者が子どもと面接交渉することまたは子どもに接触することを制限または禁止する命令を言渡すことができる。裁判所は、当該命令を実施しかつ子どもを保護するために適切と考える指示を、当該命令のなかに含めることができる。

(2) (同：通知) (1)項の命令は、当該命令に氏名を記載される予定の者本人に手続の通知が送達されなければ、言渡すことができない。

(3) (6 か月間の上限) (1)項の命令は、6 か月を超えない範囲で定められた期間、効力を有する。

(4) (延長、変更および停止) 以下のいずれかの者は、(1)項の命令の延長、変更または終了を申立てることができる。

(a) 命令の対象者。

(b) 子ども。

(c) 子どもに責任を有している者。

- (d) 協会。
  - (e) ディレクター。
  - (f) 子どもがインディアンまたは先住民であるときは、子どものバンドまたは先住民コミュニティが選任する代表。
- (5) (同) (4)項の申立てが行なわれたときは、裁判所は、子どもの最善の利益にしたがって以下のいずれかの措置をとることができる。
- (a) 当該命令をさらに6か月間、1回または複数回、延長すること。
  - (b) 当該命令を変更または終了すること。
- (6) (協会の監護のもとに置かれている子どもを、命令の有効期間中に復帰させることの禁止) 協会が子どものケアを行なっている場合であって、(1)項にもとづいていずれかの者がその子どもと面接交渉することを禁じた命令が有効であるときは、協会は、子どもを以下のいずれかの者のケアのもとに復帰させてはならない。
- (a) 当該命令に氏名を記載されている者。
  - (b) その者が子どもと面接交渉することを認める可能性がある者。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 80.

第81条 (1) (定義) 本条において、「虐待を受ける」とは、子どもに関連して用いられるときは、第37条(2)項(a)号、(c)号、(e)号、(f)号、(f. 1)号または(h)号の意味するところにより保護を必要としていることをいう。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 81 (1); 1999, c. 2, s. 29.

(2) (子どもの代理人としての被害回復請求) 子ども弁護士は、虐待を受けたことを理由として子どもが訴訟その他の請求を行なう権利を有していると考えられる場合であって、それが子どもの最善の利益にかなうと考えるときは、子どもに代わって被害の回復またはその他の補償を求める手続を開始および遂行することができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 81 (2); 1994, c. 27, s. 43 (2).

(3) (同: 協会) 子どもが協会のケアおよび監護のもとに置かれているときは、(2)項の規定を協会にも準用する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 81 (3).

第82条 (禁止) 以下のいずれかの場合を除き、いかなる者も子どもを協会のケアおよび監護のもとに措置してはならず、かついかなる協会も子どもをそのケアおよび監護のもとに置いてはならない。

(a) 本章にしたがって措置が行なわれるとき。

(b) 第2章(サービスへの任意的アクセス)第29条(1)項または第30条(1)項(一時ケア協定または特別ニーズ協定)の協定にしたがって措置が行なわれるとき。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 82.

第83条 (犯罪) 子どもが第57条(1)項の協会監督命令、協会監護命令または国の監護命令の対象とされているときは、いかなる者も以下の行為を行なってはならない。

(a) 裁判所、または事案に応じ協会によって子どもが措置された先の者のケアのもとを離れるよう子どもを勧誘し、またはそのような勧誘を試みること。

(b) (a)号に掲げられた者または協会が子どもの返還を求めたのち、その子どもを監禁または隠匿すること。

(c) 子どもの生活に干渉し、または、いずれかの場所から子どもを連れ去りもしくは連れ去ろうと試みること。

(d) 子どもの生活に干渉する目的で、(a)号に掲げられた者に対する訪問または連絡を行なうこと。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 83.

第84条 (犯罪) いかなる者も以下の行為を行なってはならない。

(a) 本章にもとづく申立てにおいて故意に虚偽の情報を提出すること。

(b) 第40条、第41条、第42条、第43条または第44条にもとづいて行動している子ども保護ワーカーまたは保安官に対する妨害、干渉または妨害もしくは干渉の試みを行なうこと。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 84.

第85条 (1) (犯罪) 以下のいずれかの命令または規定に違反した者、および、法人の理事、役員または被雇用者であって当該法人による当該違反を許可、容認または共謀した者は有罪とし、かつ、有罪判決の言渡



(a) (3)項が適用されることを理由として、合理的な期間内に子どもを適切な里親家庭に託置できないとき。

(b) (3)項が適用されなければ子どもを適切な里親家庭に託置できる見込みがあるとき。

#### 差止め命令

第87条 (1) (差止め命令) 高等裁判所は、協会の申立てにもとづき、いずれかの者が第83条に違反しないよう差止め命令を言渡すことができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 87 (1); 1999, c. 2, s. 35.

(2) (変更等) 裁判所は、いずれかの者の申立てにもとづき、(1)項の命令を変更または終了することができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 87 (2).

### 第4章 罪を犯した青少年

第88条 (定義) 本章において、以下の用語の意義はそれぞれの定めるところにしたがう。

「執行吏」(bailiff) とは、第90条(1)項(c)号にもとづいて任命された執行吏をいう。

「委員会」(Board) とは、第96条(1)項にもとづいて設置された収容審査委員会をいう。

「連邦法」(federal Act) とは罪を犯した青少年法(カナダ)をいう。

「重警護収容所」(maximum security place of custody) とは、長官が重警護プログラムを設けた収容所をいう。

「中警護収容所」(medium security place of custody) とは、長官が中警護プログラムを設けた収容所をいう。

「開放収容所」(place of open custody) とは、連邦法第24条の1(1)項にもとづく開放収容所に指定された場所または施設であって、長官または長官の代理が運営するものをいう。

「開放一時拘禁所」(place of open temporary detention) とは、長官が開放拘禁プログラムを設けた一時拘禁場所をいう。

「閉鎖収容所」(place of secure custody) とは、連邦法第24条の1(1)項にもとづく青少年の閉鎖収容または収監の場に指定された場所または施設であって、長官または長官の代理が運営するものをいう。

「閉鎖一時拘禁所」(place of secure temporary detention) とは、長官が閉鎖拘禁プログラムを設けた一時拘禁所をいう。

「一時拘禁所」(place of temporary detention) とは、連邦法第7条(1)項にもとづく一時拘禁所に指定された場所または施設であって、長官または長官の代理が運営するものをいう。

「プロベーション担当官」(probation officer) とは、第90条(1)項(b)号にもとづいて任命されたプロベーション担当官をいう。

「州ディレクター」(provincial director) とは、第90条(1)項(a)号にもとづいて任命された州ディレクターをいう。

「サービスおよびプログラム」(services and programs) とは、以下のサービスおよびプログラムをいう。

(a) 防止プログラム。

(b) 審判前拘禁プログラムおよび審判前監督プログラム。

(c) 開放収容プログラムおよび閉鎖収容プログラム。

(d) プロベーション・サービス。

(e) 処分の運用および監督のためのプログラム。

(f) その他の関連のサービスおよびプログラム。

「青少年」(young person) とは、第3条(1)項に定義する子どもであって、以下の年齢基準の双方を現に満たしている、または反証がなければ満たしているように見える者をいう。

(a) 12歳以上であること。

(b) 16歳未満であること。

ただし、ここでいう「青少年」には、16歳以上の者であって、12歳以上および16歳未満のときに犯罪を行なったとして告発された者を含む。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 88.

(a) (3)項が適用されることを理由として、合理的な期間内に子どもを適切な里親家庭に託置できないとき。

(b) (3)項が適用されなければ子どもを適切な里親家庭に託置できる見込みがあるとき。

#### 差止め命令

第 87 条 (1) (差止め命令) 高等裁判所は、協会の申立てにもとづき、いずれかの者が第 83 条に違反しないよう差止め命令を言渡すことができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 87 (1); 1999, c. 2, s. 35.

(2) (変更等) 裁判所は、いずれかの者の申立てにもとづき、(1)項の命令を変更または終了することができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 87 (2).

#### 第 4 章 罪を犯した青少年

第 88 条 (定義) 本章において、以下の用語の意義はそれぞれの定めるところにしたがう。

「執行吏」(bailiff) とは、第 90 条(1)項(c)号にもとづいて任命された執行吏をいう。

「委員会」(Board) とは、第 96 条(1)項にもとづいて設置された収容審査委員会をいう。

「連邦法」(Federal Act) とは罪を犯した青少年法(カナダ)をいう。

「重警護収容所」(maximum security place of custody) とは、長官が重警護プログラムを設けた収容所をいう。

「中警護収容所」(medium security place of custody) とは、長官が中警護プログラムを設けた収容所をいう。

「開放収容所」(place of open custody) とは、連邦法第 24 条の 1 (1)項にもとづく開放収容所に指定された場所または施設であって、長官または長官の代理が運営するものをいう。

「開放一時拘禁所」(place of open temporary detention) とは、長官が開放拘禁プログラムを設けた一時拘禁場所をいう。

「閉鎖収容所」(place of secure custody) とは、連邦法第 24 条の 1 (1)項にもとづく青少年の閉鎖収容または収監の場に指定された場所または施設であって、長官または長官の代理が運営するものをいう。

「閉鎖一時拘禁所」(place of secure temporary detention) とは、長官が閉鎖拘禁プログラムを設けた一時拘禁所をいう。

「一時拘禁所」(place of temporary detention) とは、連邦法第 7 条(1)項にもとづく一時拘禁所に指定された場所または施設であって、長官または長官の代理が運営するものをいう。

「プロベーション担当官」(probation officer) とは、第 90 条(1)項(b)号にもとづいて任命されたプロベーション担当官をいう。

「州ディレクター」(provincial director) とは、第 90 条(1)項(a)号にもとづいて任命された州ディレクターをいう。

「サービスおよびプログラム」(services and programs) とは、以下のサービスおよびプログラムをいう。

(a) 防止プログラム。

(b) 審判前拘禁プログラムおよび審判前監督プログラム。

(c) 開放収容プログラムおよび閉鎖収容プログラム。

(d) プロベーション・サービス。

(e) 処分の運用および監督のためのプログラム。

(f) その他の関連のサービスおよびプログラム。

「青少年」(young person) とは、第 3 条(1)項に定義する子どもであって、以下の年齢基準の双方を現に満たしている、または反証がなければ満たしているように見える者をいう。

(a) 12 歳以上であること。

(b) 16 歳未満であること。

ただし、ここでいう「青少年」には、16 歳以上の者であって、12 歳以上および 16 歳未満のときに犯罪を行なったとして告発された者を含む。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 88.

## プログラムおよび担当官

第 89 条 (1) (サービスおよびプログラム) 長官は、連邦法および州犯罪法を適用するため、青少年を対象としてまたは青少年のために以下のことをすることができ、かつ、議会によって定められた予算から当該サービスおよびプログラムのための支払をすることができる。

(2) (閉鎖および開放一時拘禁プログラム) 長官は、一時拘禁所において以下のプログラムを設けることができる。

(a) 物理的障壁、職員による緊密な監督またはコミュニティへのアクセス制限によって青少年の自由を継続的に制約する、閉鎖一時拘禁プログラム。

(b) 閉鎖一時拘禁プログラムほど嚴重ではない形で青少年の自由を制約する、開放一時拘禁プログラム。

(3) (重警護および中警護収容プログラム) 長官は、閉鎖収容所において以下のプログラムを設けることができる。

(a) 物理的障壁、職員による緊密な監督またはコミュニティへのアクセス制限によって青少年の自由を継続的に制約する、重警護収容プログラム。

(b) 重警護収容プログラムほど嚴重ではない形で青少年の自由を制約する、中警護収容プログラム。

(4) (開放収容プログラム) 長官は、開放収容所において開放収容プログラムを設けることができる。

(5) (監禁が認められる場合) 閉鎖収容所および閉鎖一時拘禁所は、青少年の拘禁のため施設することができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 89.

第 90 条 (1) (長官による任命) 長官は、いずれかの者を以下の担当官に任命することができる。

(a) 以下の法律および規則にもとづく州ディレクターの職務の一部または全部を遂行する州ディレクター。

(i) 連邦法。

(ii) 規則。

(b) 以下の職務の一部または全部を遂行するプロベーション担当官。

(i) 連邦法にもとづくユースワーカーの職務。

(ii) 州犯罪法にもとづいて青少年に対応するプロベーション担当官の職務。

(iii) 規則にもとづくプロベーション担当官の職務。

(c) 規則にもとづく執行吏の職務の一部または全部を遂行する執行吏。

(2) (任命時の制限等) 長官は、(1) 項の任命を行なうにあたり、いずれかの条件または制限を課すことができる。

(3) (プロベーション担当官および執行吏が有する保安官としての権限) (1) 項(b)号にもとづいて任命されたプロベーション担当官および(1)項(c)号にもとづいて任命された執行吏は、その職務の遂行にあたり、保安官としての権限を有する。

(4) (報酬および実費) (1) 項にもとづいて任命された者であって、公務法にもとづく公務員以外の者の報酬および実費は、長官がこれを定め、かつ議会によって定められた予算から支出する。

第 91 条 (1) (16 歳以上の者へのサービス提供に関する州ディレクターの承認) 州ディレクターの承認により、本章にもとづくサービスは、16 歳以上の者であって、連邦法の意味するところの青少年であって第 88 条の意味するところの青少年ではない者に、これを提供することができる。

(2) (青少年と見なされる者) (1) 項の承認の対象とされた者は、本章の適用上、青少年と見なす。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 91.

第 92 条 (報告および情報) 第 89 条(1)項にもとづいて提供されるサービスまたはプログラムの責任者、一時拘禁所、開放収容所または閉鎖収容所の責任者、執行吏およびプロベーション担当官は、以下の報告および情報提供を行なう。

(a) 長官に対し、定められた様式により、定められた間隔で、定められた報告を行ないかつ定められた情報を提供すること。

(b)長官の要請があったときには常に、長官が指定した情報を長官が指定した様式で記載した報告書を、長官に提出すること。

## 一時拘禁

第93条 (1) (州ディレクターが別段の決定をした場合を除く開放拘禁の原則) 連邦法にもとづき一時拘禁所に拘禁される青少年は、これを開放一時拘禁所に拘禁する。ただし、州ディレクターが、(2)項にもとづき、当該青少年を閉鎖一時拘禁所に拘禁すると決定したときはこのかぎりでない。

(2) (閉鎖拘禁を行なえる場合) 州ディレクターは、以下の1号または2号に掲げられた条件が当該青少年に当てはまり、かつ、当該青少年の出廷を確保するためまたは公の利益または安全を保護するために当該青少年を閉鎖一時拘禁所に拘禁することが必要であると認めるときは、青少年を閉鎖一時拘禁所に拘禁することができる。

1. 当該青少年が、成人であれば5年以上の禁固刑を科しうる犯罪で告発されている場合であって、以下のいずれかの条件が満たされているとき。

- i. 当該犯罪に、他の者への重大な身体的傷害またはその未遂が含まれていること。
- ii. 当該青少年が、いずれかの時点で、連邦法で出廷が求められているときに出廷せず、または法律にもとづく拘禁から脱走したもしくは脱走しようとしたことがあること。
- iii. 当該青少年が、現在の告発の根拠となっている犯罪に先立つ12か月のあいだに、成人であれば5年以上の禁固刑を科しうる犯罪で有罪判決を受けていたこと。

2. 当該青少年が、一時拘禁所に拘禁されており、かつ責任者の同意を得ずに外出したもしくは外出しようとしたとき、または、法律にもとづく拘禁からの脱走もしくはその未遂または刑法(カナダ)にもとづく違法な逃亡で告発されているとき。

(3) (同) (3)項の規定に関わらず、中警護収容所または重警護収容所から外出したまたは当該収容所に戻らなかったために身柄を確保された青少年は、最初に指定された収容所に身柄を戻されるまで、これを閉鎖一時拘禁所に拘禁することができる。

(4) (同) (1)項の規定に関わらず、連邦法にもとづき一時拘禁所に拘禁されている青少年は、州ディレクターが当該青少年に関して(2)項の決定を行なうまでのあいだ、24時間を超えない期間、これを閉鎖一時拘禁所に拘禁することができる。

(5) (青少年裁判所による審査) 閉鎖一時拘禁所に拘禁され、かつ刑法(カナダ)にもとづく審査のために青少年裁判所に引致された青少年は、自己の拘禁段階を審査するよう青少年裁判所に要請することができる。青少年裁判所は、(2)項の州ディレクターの決定を追認し、または当該青少年を開放一時拘禁所に移送するよう指示することができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 93.

## 収容

第94条 (1) (州ディレクターが別段の決定をした場合を除き、重警護収容よりも中警護収容を優先させる原則) 連邦法にもとづき閉鎖収容所に送致された青少年は、これを中警護収容所に収容する。ただし、州ディレクターが、(2)項にもとづき、当該青少年を重警護収容所に収容すると決定したときはこのかぎりでない。

(2) (重警護収容を行なえる場合) 州ディレクターは、当該青少年が、成人であれば5年以上の禁固刑を科しうる犯罪を理由として連邦法にもとづき閉鎖収容所に送致された場合であって、以下の(a)号または(b)号の条件が満たされており、かつ、以下の(c)号から(g)号の状況を考慮したうえで当該青少年を中警護収容所に収容することが適切ではないと認めるときは、青少年を重警護収容所に送致または移送することができる。

(a) 当該青少年を閉鎖収容所に送致する根拠とされた犯罪に、他の者への重大な身体的傷害またはその未遂が含まれていること。

(b) 当該青少年が、閉鎖収容所に送致する根拠とされた犯罪に先立つ12か月のあいだに、以下のいずれかの処遇の対象となっていたこと。

(i) 重警護収容所に収容されていたこと。

(ii) 成人であれば5年以上の禁固刑を科しうる犯罪で有罪判決を受けていたこと。

(c) 当該青少年の年齢および前歴。